平成２８年（フ）第７２５号
広島県安芸郡坂町北新地２丁目３番９－1104号
債務者　小橋志穂美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８０号
福岡県大野城市山田１丁目10番８－305号
債務者　楠木ルミ子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８１７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東３丁目２番35号エレガンス宇美東Ｂ－201号
債務者　坂口　正美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８８７号
福岡市東区原田２丁目９番17－201号
債務者　児玉　千穂
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２１号
福岡市南区向野２丁目14番18－201号
債務者　米満　浩二
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３４号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15－301号
債務者　木村　裕也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３５号
福岡県糸島市神在405番地　神在団地Ｂ棟107号
債務者　吉田　　功
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２９１号
函館市日乃出町22番28－407号　ピュアパレス函館Ⅱ
債務者　小松　洵也
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３１７号
函館市宮前町７番15号
債務者　柳沢　良子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２２号
函館市湯浜町９番16－203号　ピアパレス湯浜
債務者　三浦　洋子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２３号
函館市東山町144番地247
債務者　西田　功一
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２６号
函館市宝来町26番１号
債務者　濱谷　政彦
1　決定年月日時　平成29年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１２４号
山口県宇部市寺の前町２番３号ライオンハイツ105号、従前の住所山口県宇部市東梶返３丁目８番22－106号
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１２５号
山口県宇部市則貞６丁目７番11－１号
債務者　中本　葉子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１２６号
山口県宇部市寿町３丁目２番５号オアシスことしば、住民票上の住所山口県山陽小野田市須恵１丁目３番13号
債務者　大羽　義則
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１８２２号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘３棟203号
債務者　多治見のウェブ屋こと　小山田　光
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８２９号
愛知県春日井市八事町３丁目52番地２　シャトー八事101号
債務者　橋本　周二
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部